

て つづ そうだん まどぐち 手続き・相談の窓口

せい ど と どう ふ けん し て い と し じょうれい
この制度は都道府県・指定都市の条例に
もとづいて実施されています。
て つづ そうだん
手続き、相談は、

- し くちょうそん
●市区町村
- ふく し じ むしょ
●福祉事務所
- と どう ふ けん し て い と しししょうがいふくし たんとう ぶ しょ とう
●都道府県・指定都市障害福祉担当部署 等

う
で、お受けしています。

こじんじょうほう とりあつか 個人情報取扱

しんしんしょうがいしゃ ふ ようきょうさいせい ど じょうれい
「心身障害者扶養共済制度条例」に基づき、都道府
けん し て い と し し え か にゅうしゃ ほ ぞ しや しやうがい
県・指定都市が知り得る加入者（保護者）、障害のあ
るかた およ ねん きんかん り しや こ じんじょうほう ほんじょうれい さだ
る方及び年金管理者の個人情報は、本条例の定める
り ようもくてき い が い しやう
利用目的以外に使用することはありません。



どくりつぎょうせいほうじん ふく し い りやう き こう
独立行政法人 福祉医療機構
(2025年4月1日作成)

＊独立行政法人福祉医療機構は、顧客情報の取扱いについて適切に保管・
廃棄等の管理を行っており、業務を遂行するため以外には利用しません。

しんしんしょうがいしゃ ふ ようきょうさいせい ど 心身障害者扶養共済制度の ねん きん う 年金を受けている みなさま 皆様へ

ねんきんじゅきゆうしゃ ねん きん かんり しゃ
年金受給者・年金管理者



しんしんしょうがいしゃ ふ ようきょうさいせい ど
心身障害者扶養共済制度の
て つづ など かん
お手続き等に関する
お知らせです

しんしんしょうがいしゃ ふ ようきようさいせい ど 心身障害者扶養共済制度とは？

せい ど ●この制度は…

しょうがい かた ほ ご しゃ そう じょ せいしん もと
障害のある方の保護者の相互扶助の精神に基
づいて、保護者が自らの生存中に毎月一定額
の掛金を納付することにより、保護者が万一死亡
したときなどに、障害のある方に終身一定の年金
を支給するという任意加入の制度です。

ねんきんがく ●年金額は…

- くち かにゆう ば あい げつがく まんえん ねんかん まんえん
1 口加入の場合……月額 2 万円 (年間 2 4 万円)
くち かにゆう ば あい げつがく まんえん ねんかん まんえん
2 口加入の場合……月額 4 万円 (年間 4 8 万円)



ちゅうい
注意

かくしゅ て つづ
各種お手続きは、
わす ねが
お忘れなくお願いします。

- かくしゅ て つづ ねんきん かん り こんなん
●各種手続きや年金の管理が困難な
ば あい ねんきんかん り しゃ してい て つづ
場合は、「年金管理者」を指定し、手続
き等をその方にご協力いただくことも
できます。

- ねんきん かくじつ うけ と かくしゅ
●「年金」を確実に受取るために、各種
て つづ かなら おこな
手続きは、必ず行ってください。

しんしんしょうがいしゃ ふ ようきようさいせい ど 心身障害者扶養共済制度にかかる ねんきん かくじつ うけ と 年金を確実に受取りください。

しんしんしょうがいしゃ ふ ようきようさいせい ど しょうがい
心身障害者扶養共済制度は、障害のある
かた ふ よう かにゆうしゃ かた
ある方を扶養されていた加入者の方がお
な ば あい しょうがい かた
亡くなりになった場合などに、障害のある方
しゅうしん ねんきん し はら にん い かにゆう
に終身の年金が支払われるという任意加入
せい ど
の制度です。

ねんきん しきゅう
年金が支給されるようになってからも、
ねんきん つづ うけ と て つづ げんきようとどけ
年金を続けて受取るための手続き (現況届
など)をとらないと、すみやかに年金をお支
はら ば あい
払いできない場合があります。

かにゆうしゃ かた せい ど かにゆう
加入者の方がこの制度に加入してい
たい し く と て つづ
たご意思をお汲み取りいただき、手続
きはわす ねが
きはお忘れのないようお願いいたします。

ねんきん かん り て つづ こんなん
なお、年金の管理・手続きが困難に
な ば あい ねんきんかん り しゃ せい ど
った場合は「年金管理者」制度がありま
すので「手続き・相談の窓口」まで、ご相談くだ
さい。



このようなときは、すみやかに ^{てつづ} ^{おこな} お手続きを行ってください

^{まいとし} ^{がつ} ^{げんきょうとどけ} ^{ていしゅつ}
毎年5月、現況届を提出してください。

必要書類

^{ねんきんじゅきゆうけんしやげんきょうとどけしよ}
● 年金受給権者現況届書

^{じゅうみんひょう} ^{うつ} ^{てんぷ} ^{ひつよう} ^{ばあい}
※住民票の写しの添付が必要な場合があります。

ご注意

^{ていしゅつ} ^{ばあい} ^{ていしゅつ} ^う ^{あいだ}
● ご提出がない場合、ご提出を受けるまでの間、
^{ねんきん} ^さ ^と
年金が差し止められます。

^{とどうふけん} ^{してい} ^{とし} ^{てつづ} ^{こと}
都道府県・指定都市によって、手続きが異なる
^{ばあい}
場合があります。

ていしゅつ
提出
あり

ねんきん
年金
ぞっこう
続行

ていしゅつ
提出
なし

ねんきん
年金
さしとめ
差止

^{つぎ} ^{がいどう} ^き ^{かん} ^{ねんきん}
次に該当する期間の年金は

^{しはら}
お支払いしません。

- ^{ねんきんじゅきゆうしや} ^{しよざい} ^{ひとつき} ^{いじょうふ} ^{めい}
年金受給者の所在が一月以上不明のとき
- ^{ちようえきまた} ^{きん} ^て ^{けい} ^{しよ} ^{けい} ^{しつこう} ^う
懲役又は禁錮の刑(※)に処せられ、刑の執行を受けているとき
- ^に ^{ほんこくない} ^{じゅうしよ} ^{ゆう}
日本国内に住所を有しないとき

(※)「懲役又は禁錮の刑」は令和7年6月1日以降は
^{ちようえきまた} ^{きん} ^こ ^{けい} ^{れい} ^わ ^{ねん} ^{がつ} ^び ^{いこう}
「拘禁刑」に変わります。

ねんきん
年金
ていし
停止



このようなときは、すみやかに て つづ おこな おこな お手続きを行ってください

けっこん な まえ
結婚などでお名前が
かわったとき

ねんきん う と
年金を受け取っている
きんゆう き かん へんこう
金融機関を変更したい、
へんこう
または変更したとき

じゅうしょ
住所がかわったとき

こう ざ へんこう
口座を変更したい、
へんこう
または変更したとき

ねんきんかん り しゃ して い
年金管理者を指定したい、
へんこう
または変更したいとき

た ねんきん じゅきゆうしゃ
その他(年金受給者が
な
亡くなったときなど)

とどうふけん して い とし て つづ こと ばあい
＊都道府県・指定都市によって、手続きが異なる場合がありますので、
しょうさい とどうふけん して い とし そうだん かくにん
詳細は都道府県・指定都市にご相談・ご確認ください。